

日本税関労働組合 組合費軽減規則

（根拠）

第1条 この規則は、日本税関労働組合同規約（以下「規約」という。）第39条第4項に基づき定める。

（目的）

第2条 この規則は、組合費納入による経済的負担について軽減することを目的とする。

（組合費の軽減）

第3条 次のいずれかに該当する場合は、規約第39条第1項の組合費を軽減し又は軽減することができる。

- （1）50歳以上の組合員 組合費の二分の一を軽減する。
- （2）55歳以上の組合員 組合費の1,000円を超える額を軽減する。
- （3）育児のための短時間勤務制度を利用している組合員 短時間勤務制度の利用開始日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）から終了日の属する月までの間の組合費の二分の一を軽減する。
- （4）その他、組合費を軽減すべきと認められる事由が生じた場合は、中央執行委員会の承認を経た後、組合費を軽減することができる。

2 本条の軽減（第1項第1号及び同第2号の場合を除く）は、軽減事実発生の日又は事実の終了の日のいずれか遅い日から起算して2年以上経過した場合には軽減しない。

（軽減の手続）

第4条 前条第1項第1号及び第2号による組合費の軽減を受けようとする組合員は、当該組合員の属する地区本部執行委員長に申し出なければならない。

2 前条第1項第3号及び第4号による組合費の軽減を受けようとする組合員は、「組合費軽減申請書」に軽減理由を証する公的書類等の写しを添えて、日本税関労働組合中央執行委員長に申請しなければならない。

（軽減事由の消滅の申出）

第5条 組合費の軽減を受けた組合員は、軽減事由の変更、終了がある場合には、速やかに当該組合員の属する地区本部執行委員長に申し出なければならない。

（軽減の報告）

第6条 前二条の申し出及び申請を受けた地区本部執行委員長は、直ちに中央執行委員長へ報告しなければならない。

（協議事項）

第7条 その他組合費の軽減に関する事項で、本規則に定めのないものは、中央執行委員会で協議し決定するものとする。

（規則の改廃）

第8条 この規則は、大会の審議を経なければ改廃することができない。

附 則（平成20年9月25日 第49回大会）

1 この規則は、平成20年9月27日から施行する。

日本税関労働組合 組合費軽減規則

附 則（平成 24 年 9 月 22 日 第 53 回大会）

- 1 この規則は、平成 24 年 9 月 23 日から施行する。

日本税関労働組合 組合費軽減規則

年 月 日

日本税関労働組合
中央執行委員長 殿

組合費軽減申請書

私は、日本税関労働組合組合費軽減規則第4条第2項に基づき、組合費の軽減を申請します。

該当事由： () 育児のための短時間勤務制度を利用している
() その他軽減を申請する理由

氏 名： _____ 印

※ 該当事由に○印を入れ、短時間勤務申請書、給与明細等公的書類等の写しを添付して記名押印の後、提出してください。